

# 地方議会活性化シンポジウム2015 パネルディスカッション

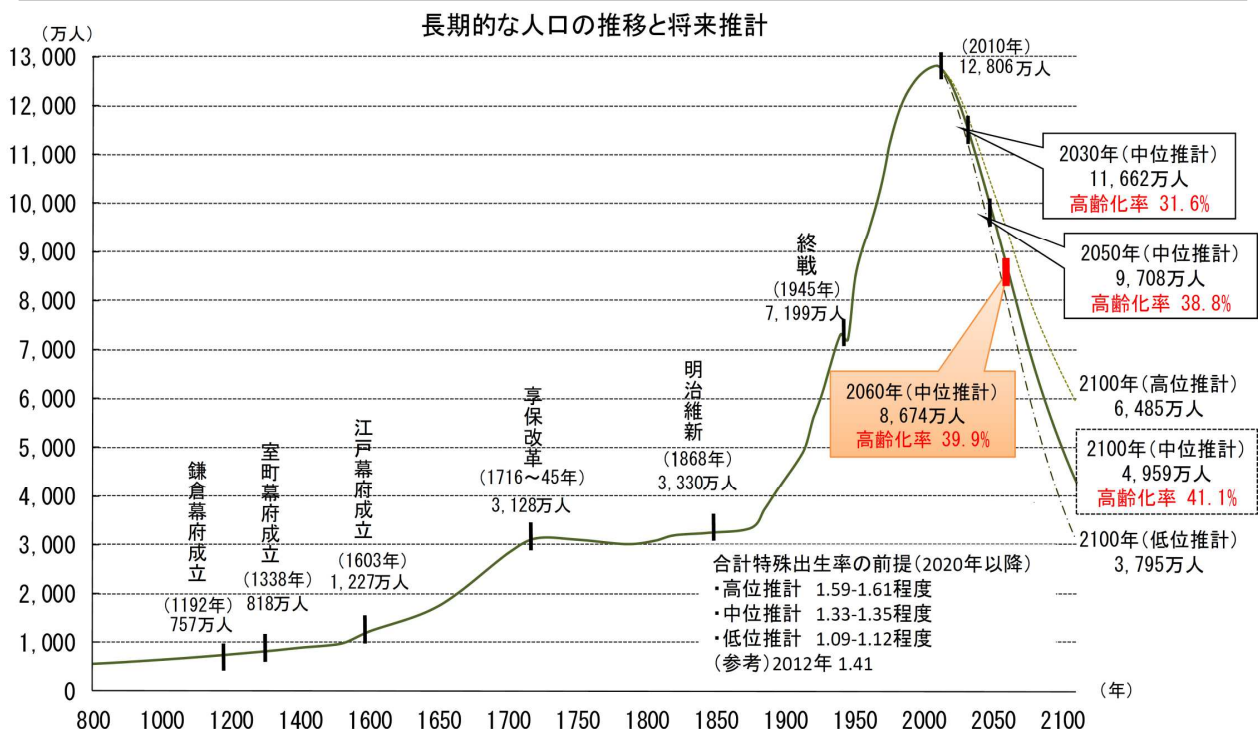
～ 地方議会に対する市民の信頼と参加を～  
どのように確保すべきか

日本放送協会 福岡放送局長  
城本 勝

## 我が国における総人口の長期的推移

資料1

- 現状が継続することを前提とすると、2060年には
- ・ 人口が約8,700万人(現在の3分の2の規模にまで減少)
  - ・ 65歳以上の高齢者人口比率は4割に達する



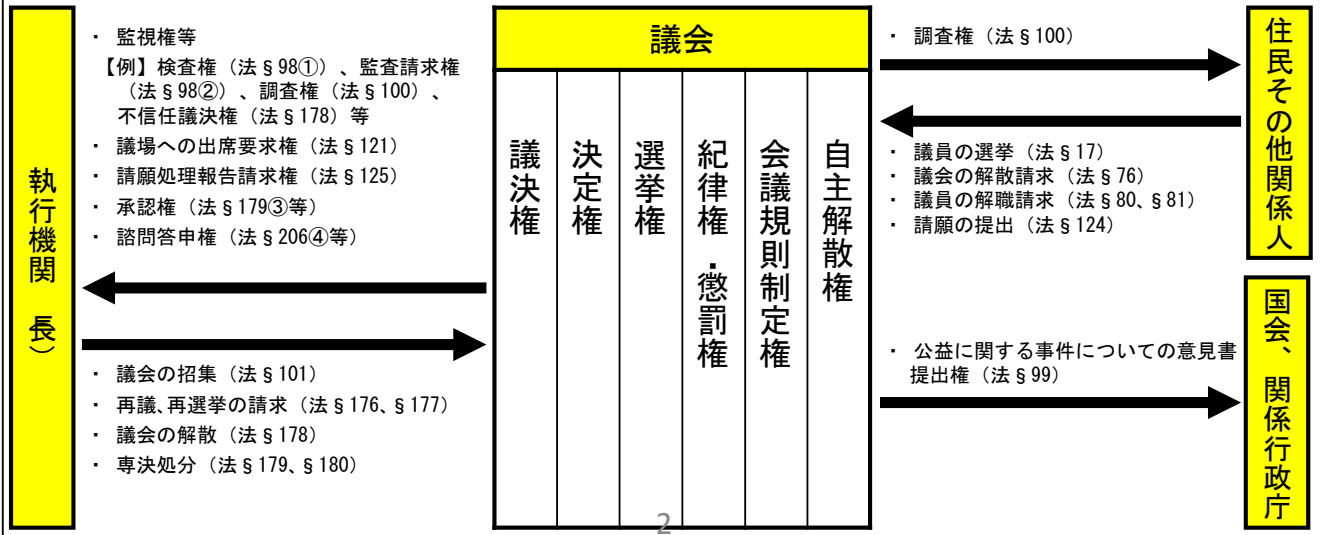
出典:内閣府「選択する未来」委員会資料(平成26年2月14日第2回委員会資料4より抜粋)をもとに作成

# 地方議会制度の概要について

資料2

- 地方議会は、憲法第93条第1項の「議事機関」として地方公共団体に設置されている。
- 地方議会は、住民全体を代表する機関であり、住民の直接選挙で選出される議員により構成される。
- 地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された長(執行機関)と相互にけん制し合うことにより、地方自治の適切な運営を実現することとされている。
- 地方自治法上、地方議会は、都道府県・市区町村の別、又はその団体の規模を問わず、一つの制度として定められている。

〔議会の権限と執行機関との関係〕

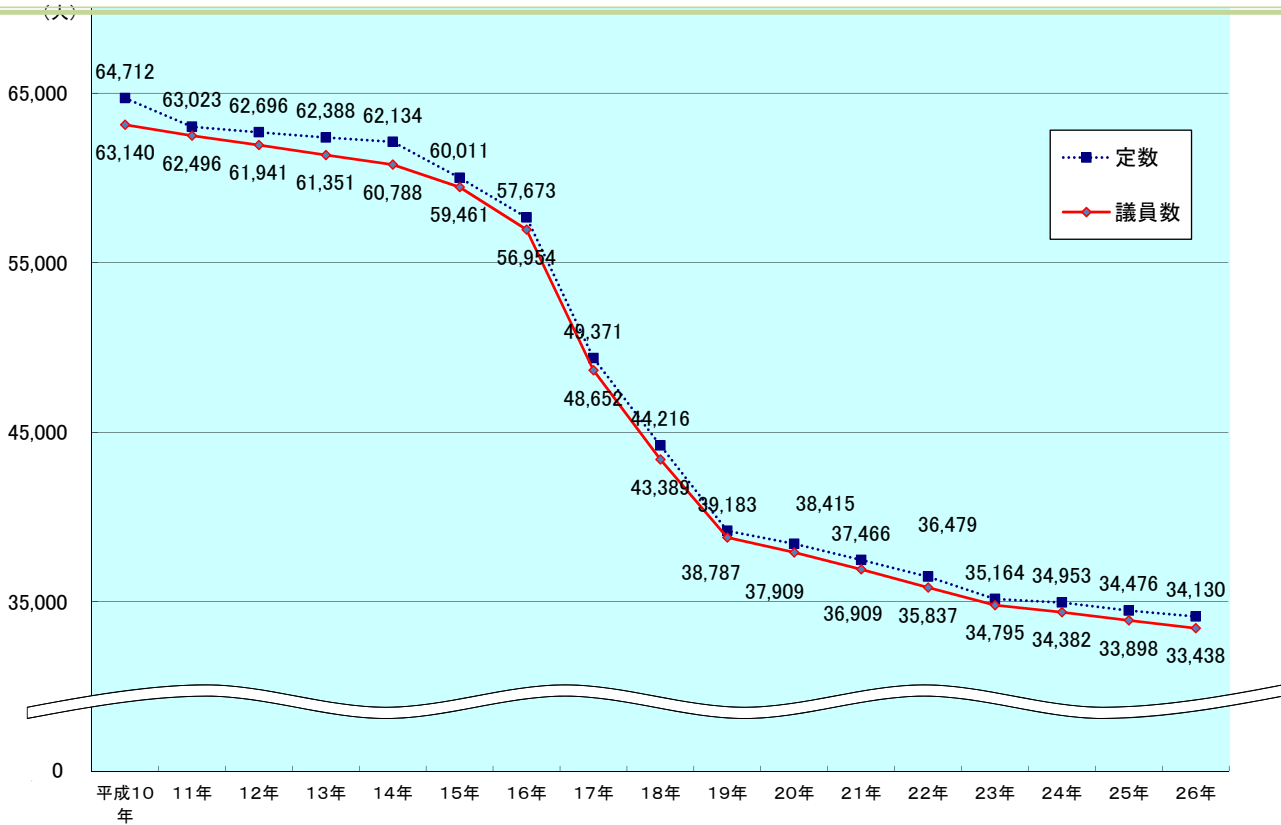


## 最近の地方議会に関する制度改正の概要 (地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	内容	資料3
平成20年 (地方自治法改正) ※議員立法	議会活動の範囲の明確化	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。	
	議員の報酬に関する規定の整備	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。	
平成23年 (地方自治法改正)	議員定数の法定上限の撤廃	・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。	
	議決事件の範囲の拡大	・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。	
平成24年 (地方自治法改正)	通年会期制の導入	・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。	
	議長への臨時会招集権の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。</li> <li>・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に議長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。</li> </ul>	
	委員会に関する法定事項の簡素化	・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。	
	公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化	・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。	
	政務調査費から政務活動費への改正 ※議員修正	・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。	

# 地方議会議員数の推移①

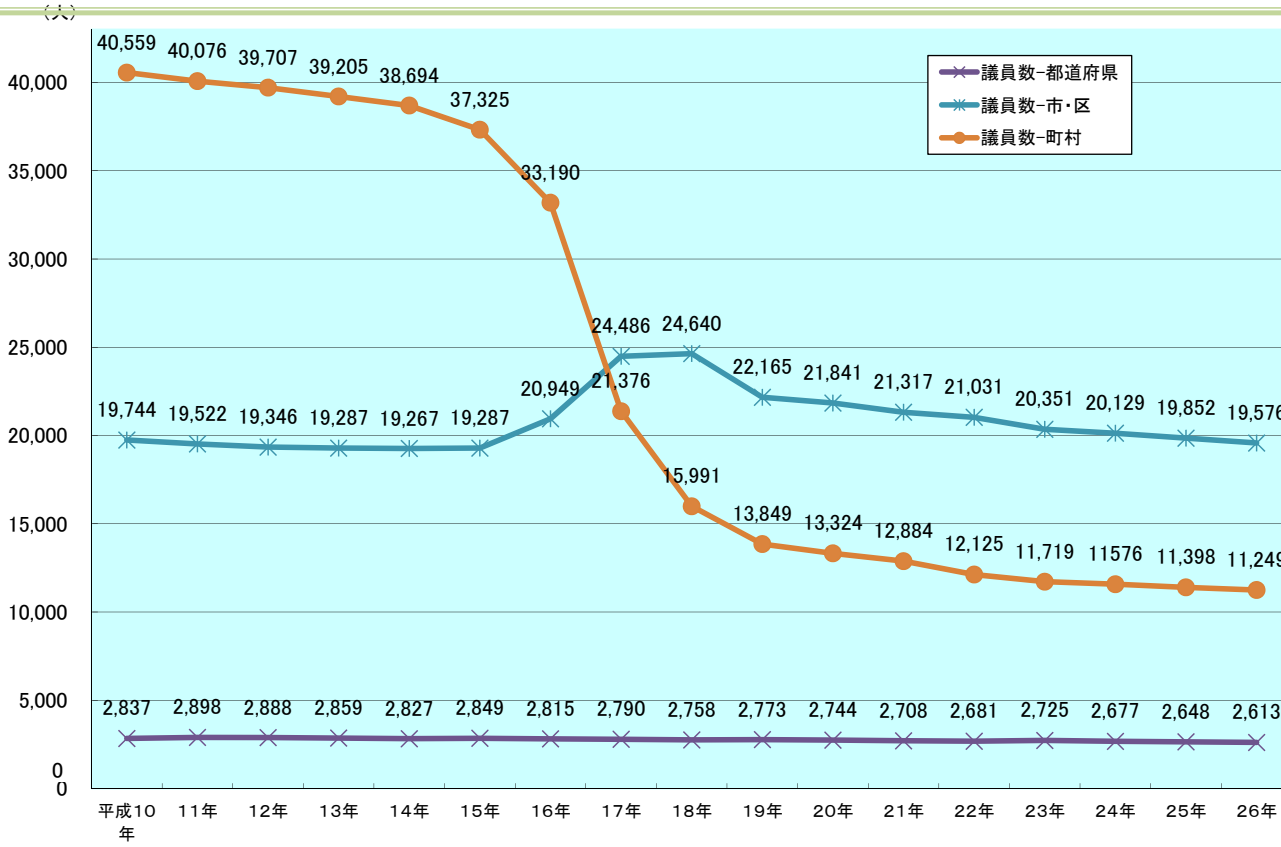
資料4



注1：各年12月31日現在の計数である。  
 注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。  
 出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」 4

# 地方議会議員数の推移②

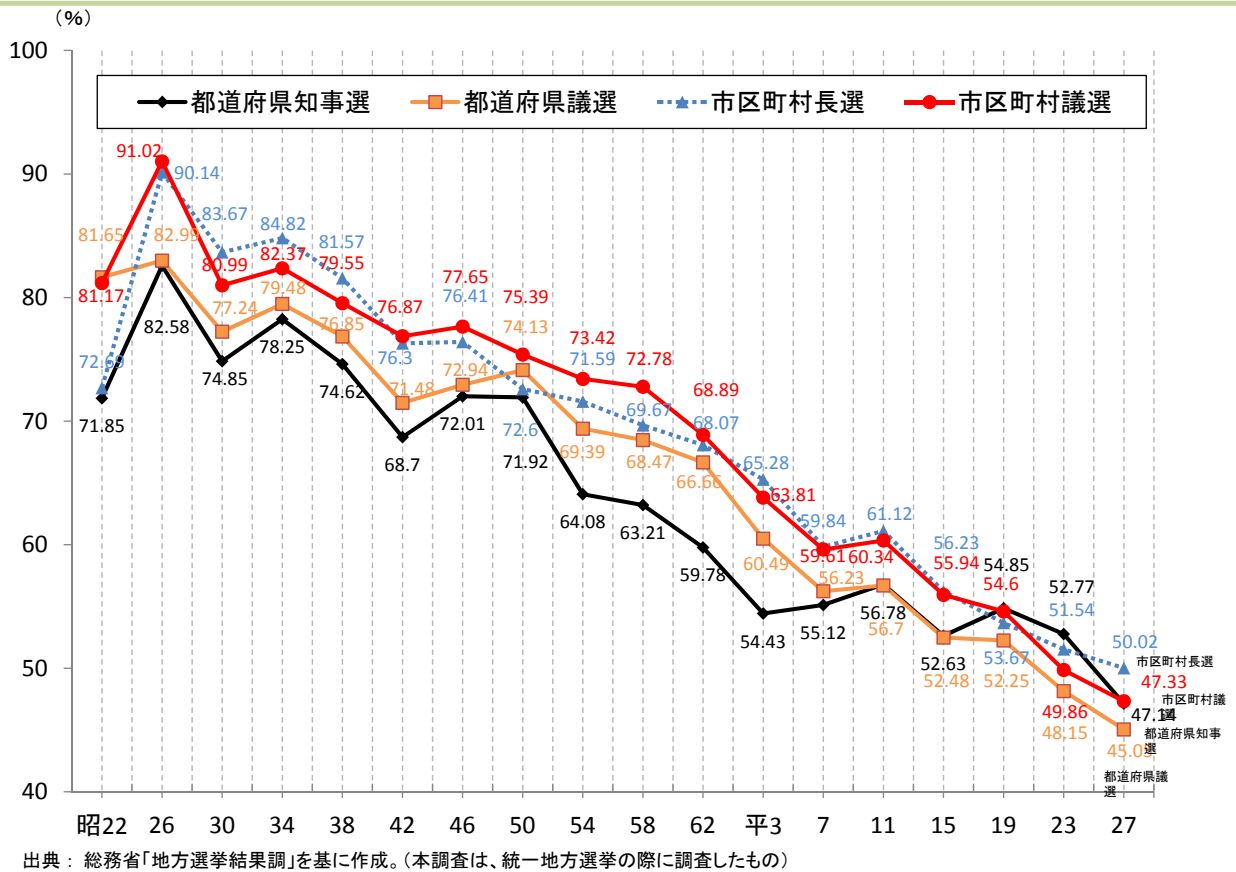
資料5



注1：各年12月31日現在の計数である。 注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。  
 出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」 5

# 統一地方選挙における投票率の推移

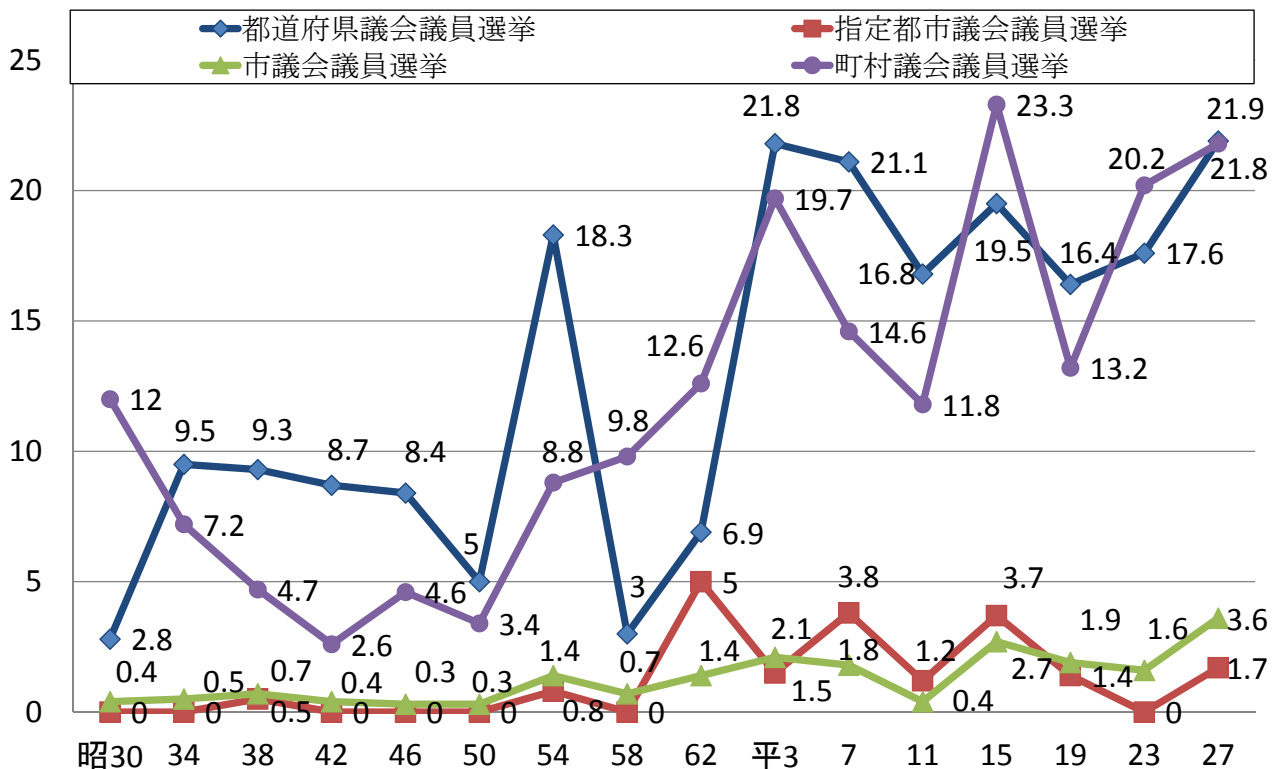
資料6



6

# 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数割合の推移

資料7



注1：総務省「地方選挙結果調」をもとに作成。  
 本調査は、統一地方選挙の際に調査したものの。  
 注2：第1回、第2回統一地方選挙の際には調査を実施せず。

7  
瑛

- ・社会経済の変化で議会に求められる役割が増加
- ・議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正

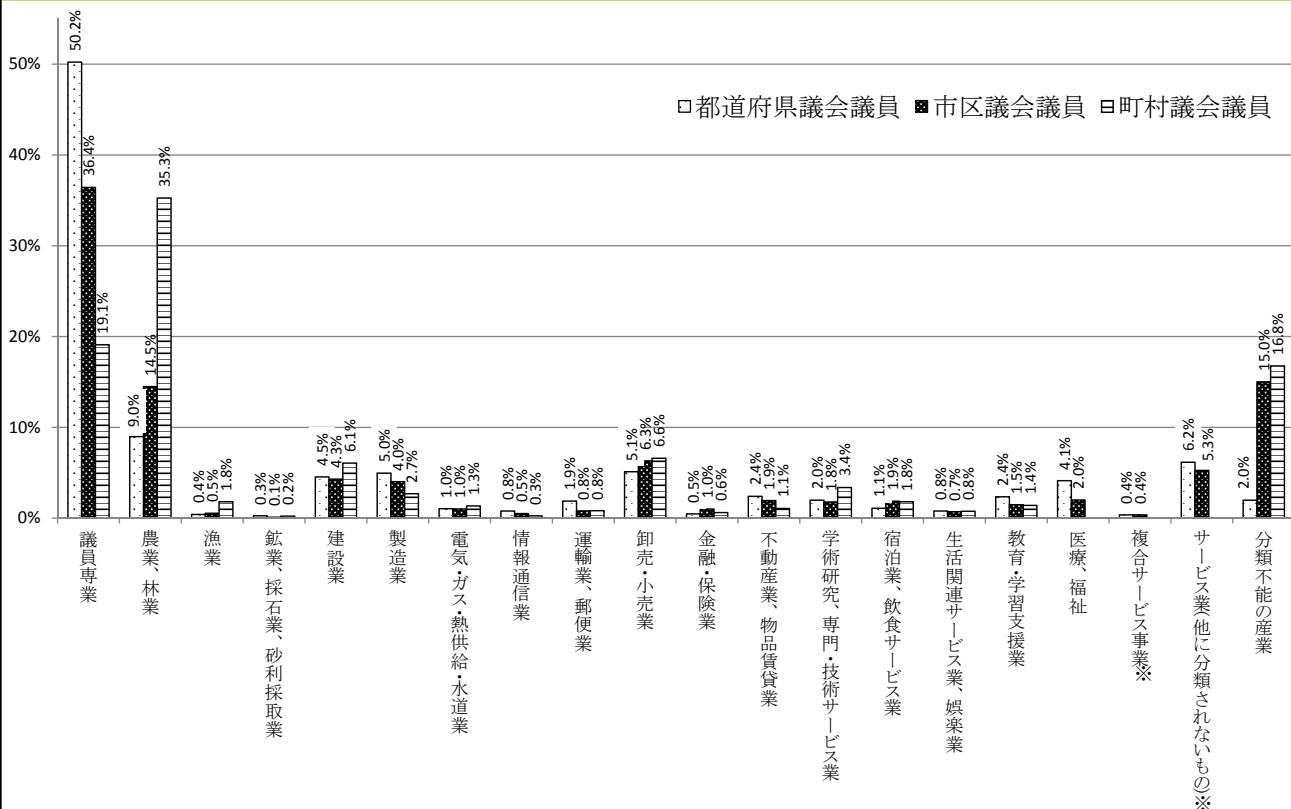
しかし、投票率の低下等、議会に関する住民の関心が低下



### 1. 議会への住民参加等をどう確保するか

- 議会から発信された情報に対する住民の関心が低い  
⇒ 住民の理解を深めるための情報発信の手段・方法  
「住民の目に明らかになっているか」という視点
- 住民の多様な意思をどのように反映するか  
⇒ 住民が議会活動に参加する仕組み・制度の活用  
議場外にて、議会の政策立案に住民が関わる仕組み

### 地方議会議員の概況（職業別の状況）

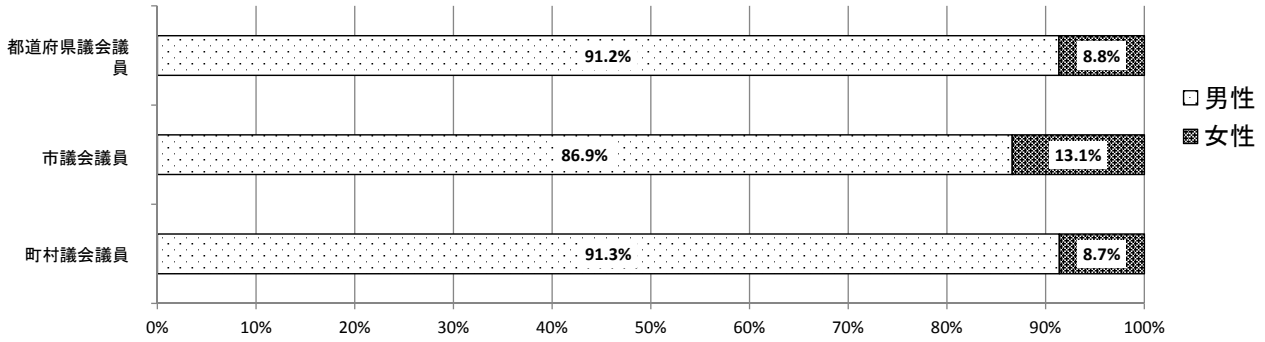


注1：都道府県のうち福島県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大分県、宮崎県を除かれている。  
注2：「※」を付した項目は、「町村議会実態調査」において調査していない。

# 地方議会議員の概況（男女の比率、年齢別の状況）

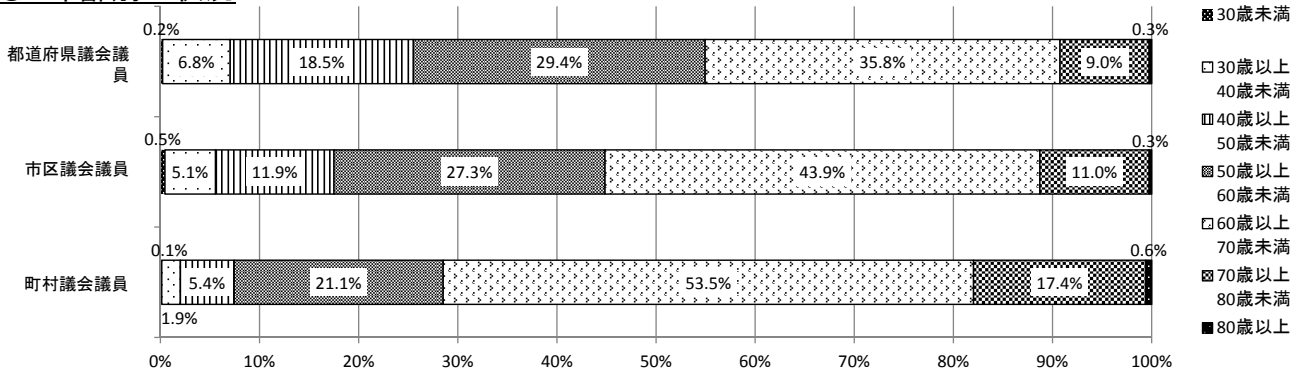
資料10

## ○ 男女の比率



出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成25年12月31日現在）

## ○ 年齢別の状況

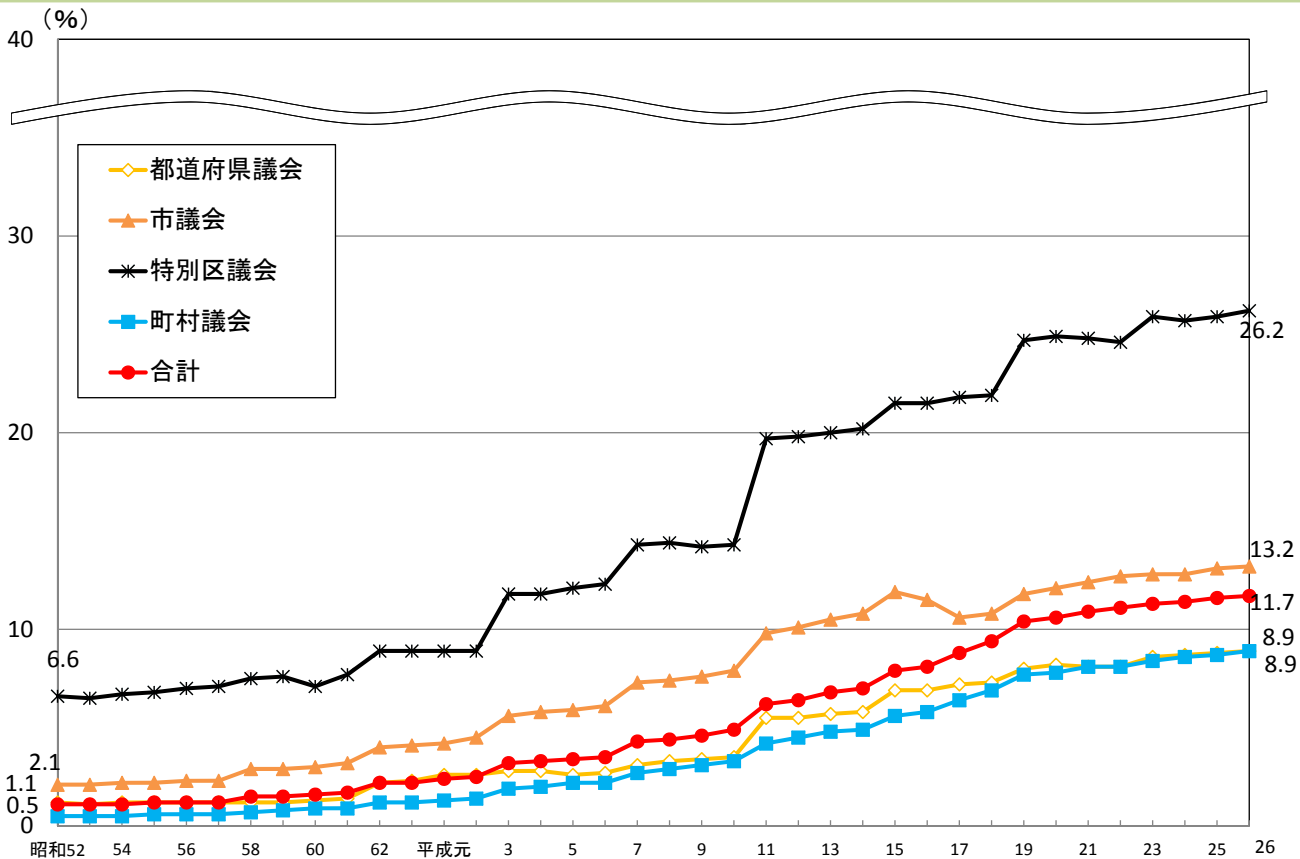


出典：全国都道府県議会議員会「全国都道府県議会議員年齢別調」（平成25年7月1日現在）  
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」（平成25年8月1日現在）  
 全国町村議会議員会「町村議会実態調査」（平成25年7月1日現在）

10

# 地方議会における女性議員の割合の推移

資料11



「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成

(各年12月末現在)

11

- ・議員構成の偏り(性別や年齢層が住民と異なる)。
- ・乖離による議員と住民の「距離感」の広がり

議会の意思決定に対して住民の理解・納得感の低下。  
住民が立候補しにくい(なり手不足の一因との指摘)。



## 2. 若者の参加や女性議員の役割をどう考えるか

- 女性の議員や60歳未満の議員の割合が極めて少ないという現状を変える必要  
⇒ 多様性を確保する意義
- 若者・女性の議会参加を促進させる取組をどう考えるか  
⇒ 多様性を確保する工夫、なり手を確保する取組

12

## テーマ

# 地方議会に対する市民の信頼と参加を どのように確保すべきか

1. 議会と住民 双方向性確保の取り組み
2. 若者や女性 乖離解消の取組